



杉並区国民保護計画の素案ができました

区民の安全・安心を守るために

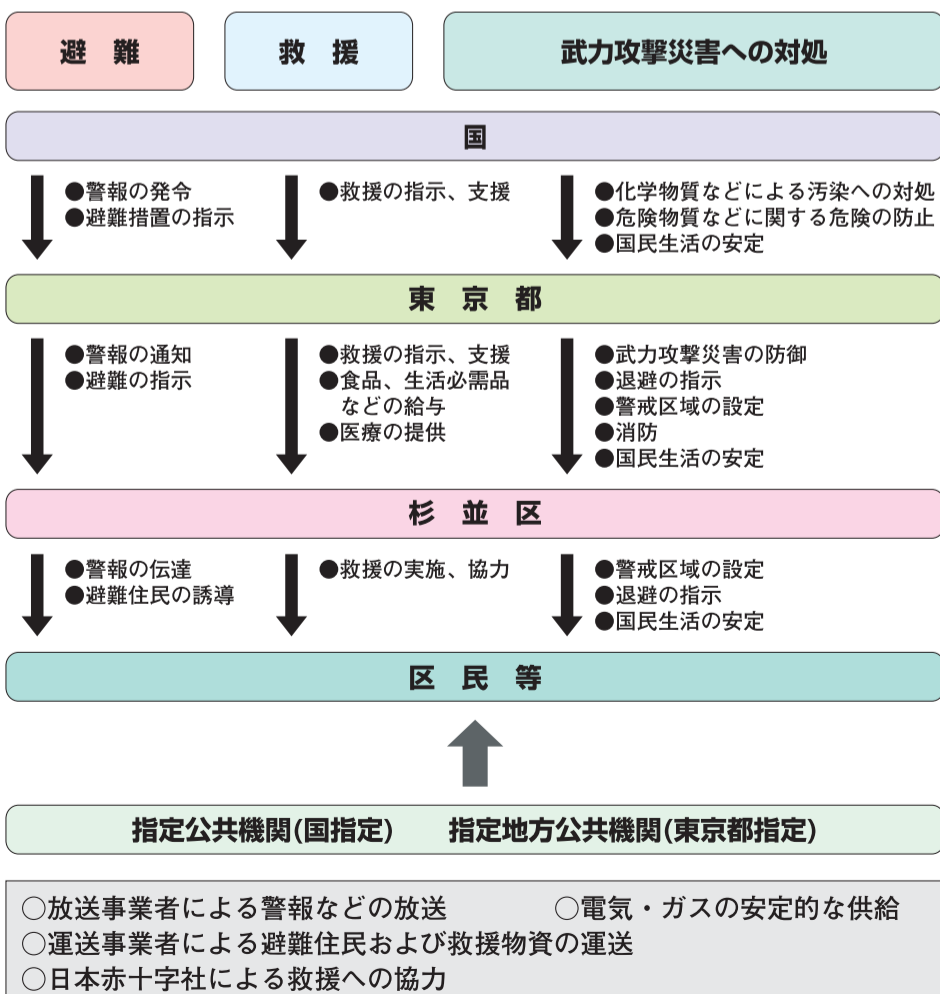
区では、外国からの武力攻撃や大規模テロなどの事態から区民の生命・身体・財産を保護するため、「杉並区国民保護計画」の策定を進めています。この号では「杉並区国民保護計画」(素案)の概要をお知らせし、皆さんのご意見をうかがいます。

——問い合わせは、危機管理対策課へ。



▲区職員もいざという時に備えます(17年10月に区役所で行われたテロ図上訓練)

〈図1 国民保護計画の全体の仕組み〉



国民保護の考え方

区では、区民の安全・安心を高めるために、これまでの自然災害対応に加え、17年のJR福知山線の列車事故などの大規模な災害やテロなどの人為的な危機にも対応していく必要があると考えています。

人為的な危機として、16年に制定された国民保護法では、武力攻撃や大規模なテロなどを挙げ、それに対して国民の生命・身体・財産を守り、国民生活および国民経済におよぼす影響が最小となるよう対応を求めています。

外交などによる平和への取り組みが重要であることは当然のことですが、こうした努力のみでは、国民の安全を確保できる保証はありません。危機が発生したときに機敏に対応し、区民の生命・身体・財産を守るため、国民保護法に基づく区としての計画策定は、人為的な危機への対応として欠かせないものと考えています。

国民保護計画の策定

国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、的確かつ迅速に国民保護措置を行うため、国民保護措置の実施体制・避難や救援に関する事項・日ごろから備えておくべき事項などについて、あらかじめ作成するものです。

国民保護法の施行に伴い、都道府県、区市町村は「国民保護計画」を作成することが義務づけられました。

区は、国が策定した「基本指針」、都が策定した「東京都国民保護計画」を踏まえて、18年度中に「杉並区国民保護計画」を策定する予定です。

計画策定の基本的な考え方

- 国・都・近隣自治体と一体性を持った計画にします。
- 災害対策の仕組みを活用するために、杉並区地域防災計画との整合性を図ります。
- 国が事態認定する前にも、いち早く的確かつ迅速に対応できる計画とします。
- 初動体制を重視し、時系列に沿った具体的な対応計画とします。

区民の皆さんに最も身近な自治体である区が、事態への第一対応者として実効性を発揮できる計画として策定します。

第1編 総論

区の責務、計画の趣旨・構成や国民保護措置に関する基本方針を定めています。また、区の地理的・社会的特徴や、区国民保護計画が対象とする事態を記載しました。

第2編 事態認定前における初動対応

■国民保護措置は、国が事態認定して初めて行うことができます。しかし、何か事態が起きた時、最初は事件なのか、テロなのか分かりません。いち早く的確かつ迅速に対応し、区民の安全・安心を守ることでできる計画とするため、区の初動体制を定めています。
■区は、防災宿直制度や都市型災害対策緊急部隊などの24時間即応可能な体制を活用し、迅速に対応します。

第3編 武力攻撃事態等への対応

区国民保護対策本部の設置

■国から指定を受けた場合、区国民保護対策本部を設置し、避難や救援などの国民保護措置を総合的に推進します。
■発生現場で活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、現地周辺に「現地連絡調整所」を設置します。

武力攻撃災害への対応

■区民の生命・身体に対する危険防止のため、安全の確保に十分留意しながら、関係機関との連携のもとで、警戒区域の設定や医療提供・患者の搬送などを行います。

警報の伝達・避難住民の誘導など

■都から警報の通知を受けた場合には、速やかに区民や関係団体に伝達します。
■都からの避難指示に基づいて、避難実施要領を作成し、関係機関と協力・連携して、避難住民の誘導を行います。その際は、要援護者に十分に配慮します。
■計画では、避難先・時間的余裕などから基本的な3つの避難パターンを定めました。(2面右下図2)

救援

■関係機関と緊密に連携しながら避難所を開設し、生活を支援する総合窓口として「救援センター」を設置します。

《救援の内容》

○避難所などの運営○食品・飲料水・生活必需品の供給○医療の提供○被災者の捜索および救出 など



安否情報の収集・提供

■避難所をはじめとする各方面から安否情報を収集し、区民などからの照会に対応する窓口を設置し、個人情報保護に留意しつつ安否情報を提供します。

要援護者の避難・支援

■二次避難所を開設し、要援護者に対する支援サービスなど、必要な対策・調整を適切に行います。

第5編 復旧等

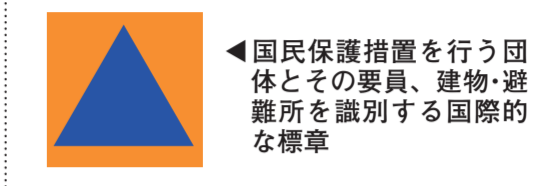
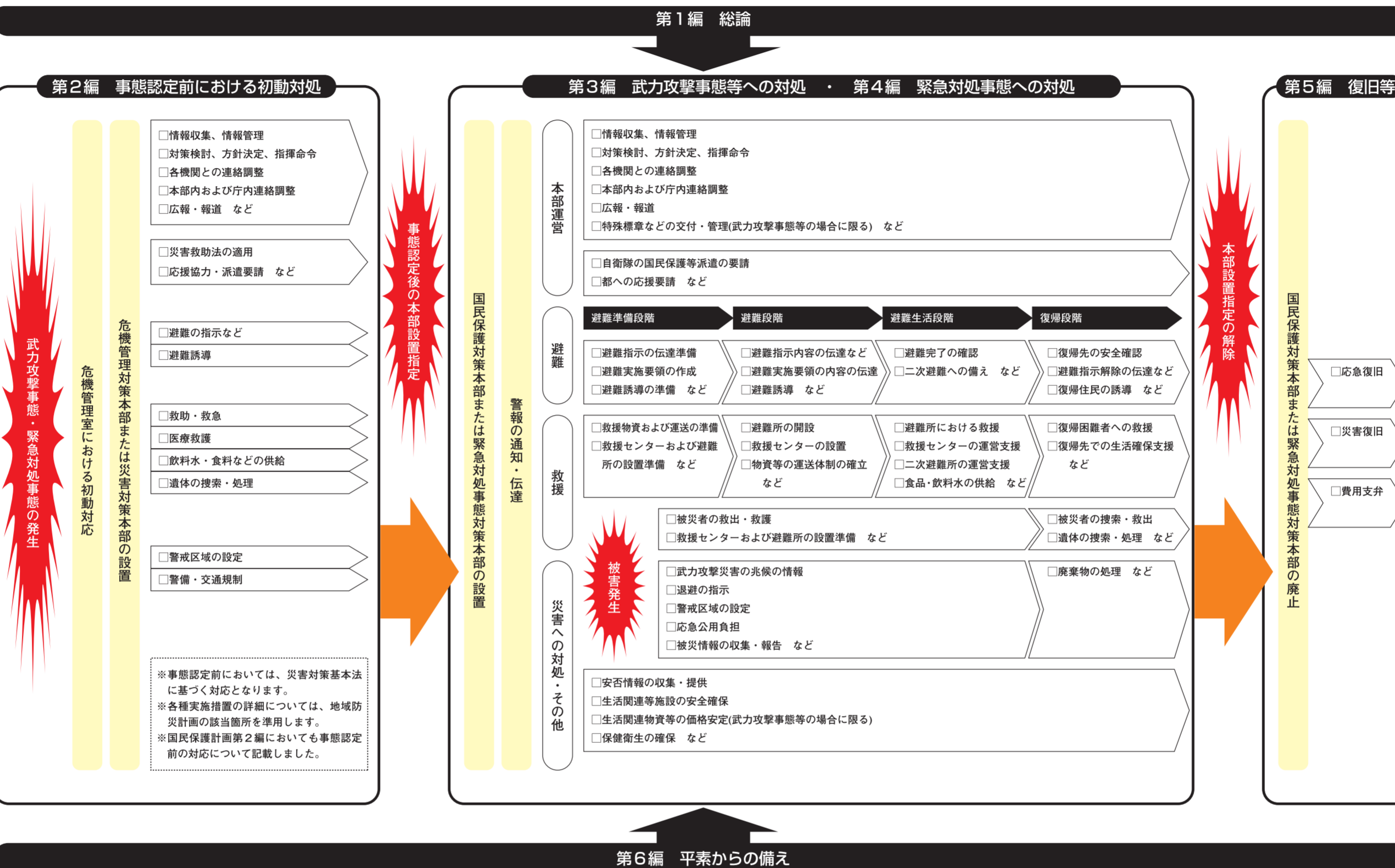
■区が管理する施設・設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じるとともに、国が示す方針に従って都と連携し、復旧します。
■国民保護措置に要した費用は、原則として国が負担することとされているので、国に請求します。また、損失補償・損害補償などを行います。

第4編 緊急対処事態への対応

大規模テロなどの緊急対処事態が発生した場合、国による事態認定の有無等にかかわらず、関係機関と緊密に連携・協力し、原則として、武力攻撃事態等への対応に準じて対応します。

第6編 平素からの備え

■自然災害や大規模テロなど予期せぬ事態が発生したときに備え、優先的に行う業務をあらかじめ定めることで、区の業務を継続できるようにする行動計画(業務継続計画:BCP=Business Continuity Plan)を検討します。
■避難誘導・救援などを迅速に行えるように基礎的資料を準備し、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。
■武力攻撃災害による被害を最小限化するために、区民が国民保護に関する知識を身につけ、適切に行動できるように、様々な媒体を活用して普及・啓発を図ります。



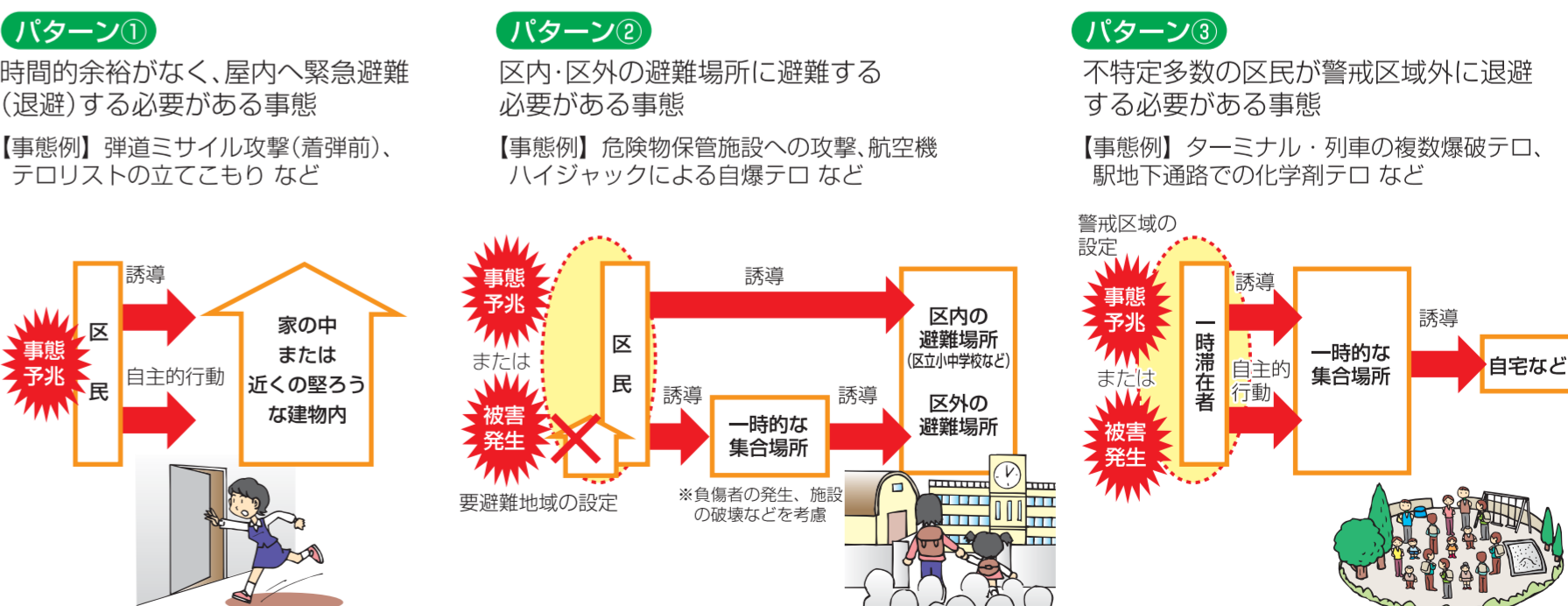
国民保護措置を行う団体とその要員、建物・避難所を識別する国際的な標準

ご意見をお寄せください

【意見募集期間】10月1日(日)～31日(火)
【意見の提出方法】①ハガキ・封書・素案閲覧場所にある意見用紙で、郵送またはファクスで危機管理対策課 FAX 3312-9912 へ。直接、閲覧場所へ提出することもできます。Eメール KIKI KANRI-K@city.suginami.lg.jp、区ホームページの電子掲示板も利用できます。②ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者は事業所の名称・所在地・代表者の氏名)を書いてください。
【素案閲覧場所】危機管理対策課(区役所東棟4階)、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館、区民会館、区民集会所、地域区民センター

国民保護に関する詳しい情報は、ホームページでご覧いただけます
◆区ホームページ: トップ>生活ガイド>国民保護>杉並区の国民保護
http://www.city.suginami.tokyo.jp/
◆国民保護ポータルサイト(内閣官房)
http://www.kokuminhogo.go.jp/
◆総務省消防庁
http://www.fdma.go.jp/

〈図2 基本的な3つの避難パターン〉 避難先・時間的余裕・発生場所の観点から下の3つが考えられます。

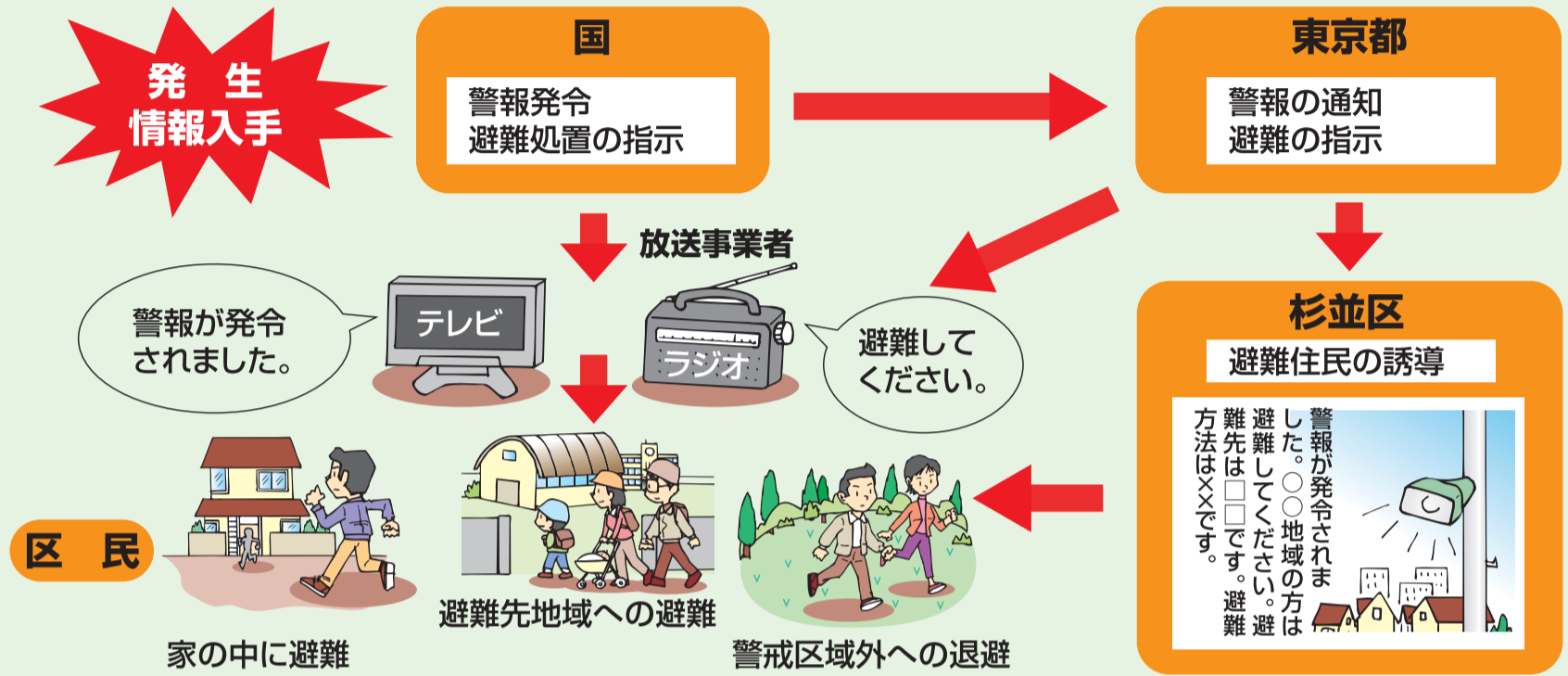


国民保護 Q & A

避難の仕組みは？

国は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命・身体・財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令や避難措置の指示を行います。

これを受け、都は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、区は防災無線などを通して、皆さんに情報を伝達します。



警報が発令されたらどうすればいいの？

武力攻撃や大規模テロなどが迫っているまたは発生した場合には、区が防災無線のサイレン（※）などを使用して皆さんに注意を呼びかけます。

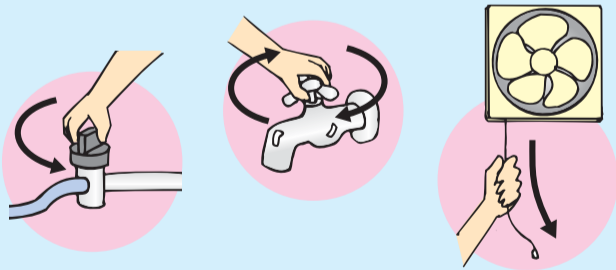
そして、テレビ・ラジオの放送や区の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、皆さんにどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお伝えします。

※サイレンの試聴ができます。国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/> 「国民保護に係る警報のサイレン音」

【警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動】

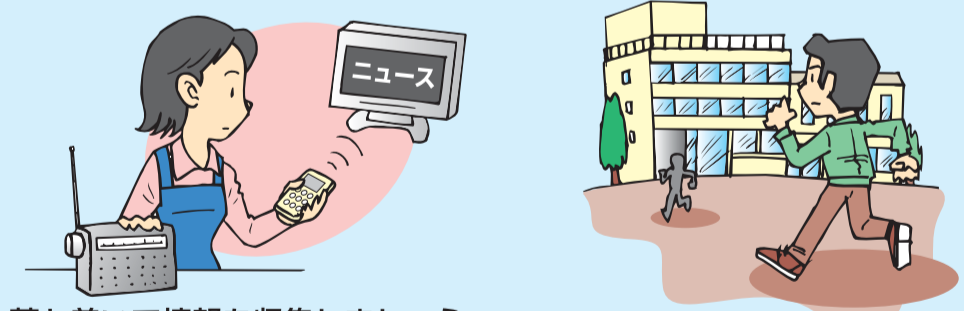
①屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉め、ガス・水道・換気扇を止めましょう。
- ・ドア・壁・窓ガラスから離れましょう。



②屋外にいる場合

- ・近くのビルなど堅ろうな建物の中に避難しましょう。



落ち着いて情報を収集しましょう。

避難の指示が出されたらどうすればいいの？

区から避難の指示が出された場合は、皆さんの安全を守るため、状況に応じた指示の内容（屋内への避難、近くの避難所への避難、区や都の区域を越えた遠方への避難など）に従って落ち着いて行動しましょう。

【自宅から避難する場合】

- ガスや水道の元栓をしめ、電気のコンセントは抜いておきましょう。
- 近所の方に声をかけましょう。
- 避難の経路や手段などは区からの指示にしたがい、適切に避難しましょう。



▲持ちものはまとめておきましょう